

2009年10月30日

各 位

あいおい損害保険株式会社
ニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上グループホールディングス株式会社

あいおい損保、ニッセイ同和損保、三井住友海上グループの経営統合時における MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の役員体制について

あいおい損害保険株式会社（社長 児玉 正之）（以下「あいおい損保」）、ニッセイ同和損害保険株式会社（社長 立山 一郎）（以下「ニッセイ同和損保」）および三井住友海上グループ（三井住友海上グループホールディングス株式会社および三井住友海上火災保険株式会社 社長 江頭 敏明）（以下それぞれ「三井住友海上HD」、「三井住友海上」）は、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として実施する予定の経営統合により2010年4月1日付で発足する持株会社、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（現三井住友海上HDが同日付で商号変更）の役員体制について合意し、本日、三井住友海上HDの取締役会において下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役（2010年4月1日時点）

取締役は次の13名とする予定です（うち4名は社外取締役）。

氏 名	役職（予定）	現職（主なもの）
江頭 敏明	取締役社長	三井住友海上HD取締役社長 社長執行役員 三井住友海上取締役社長 社長執行役員
児玉 正之	取締役	あいおい損保取締役社長
立山 一郎	取締役	ニッセイ同和損保取締役社長
柄澤 康喜	取締役	三井住友海上HD取締役専務執行役員 三井住友海上取締役専務執行役員
鈴木 久仁	取締役	あいおい損保取締役専務執行役員
米田 正典	取締役	ニッセイ同和損保取締役専務執行役員
藤本 進	取締役	三井住友海上HD取締役専務執行役員 三井住友海上取締役専務執行役員
池田 克朗	取締役	三井住友海上HD取締役常務執行役員 三井住友海上取締役常務執行役員
堀本 修平	取締役	三井住友海上HD取締役常務執行役員 三井住友海上取締役常務執行役員
関 俊彦	社外取締役	東北大学名誉教授 法政大学法科大学院教授 三井住友海上HD社外取締役
渡邊 顯	社外取締役	成和明哲法律事務所弁護士
梅津 光弘	社外取締役	慶應義塾大学商学部准教授 ニッセイ同和損保社外取締役
角田 大憲	社外取締役	中村・角田・松本法律事務所弁護士 三井住友海上HD社外監査役

2. 監査役（2010年4月1日時点）

監査役は次の5名とする予定です（うち3名は社外監査役）。

氏名	役職（予定）	現職（主なもの）
山下 尚	監査役（常勤）	三井住友海上HD監査役（常勤）
應地 正彦	監査役（常勤）	あいおい損保監査役（常勤）
安田 莊助	社外監査役	仰星監査法人特別顧問 三井住友海上HD社外監査役 三井住友海上社外監査役
野村 晋右	社外監査役	野村綜合法律事務所弁護士 三井住友海上社外監査役
手塚 裕之	社外監査役	西村あさひ法律事務所弁護士 ニッセイ同和損保社外監査役

以上

三井住友海上グループホールディングス株式会社（「三井住友海上HD」）は、あいおい損害保険株式会社（「あいおい損保」）、ニッセイ同和損害保険株式会社（「ニッセイ同和損保」）および三井住友海上HDの経営統合のうちの三井住友海上HDとあいおい損保との間の株式交換（「本株式交換」）に伴い、Form F-4による登録届出書を米国証券取引委員会（「SEC」： U.S. Securities and Exchange Commission）に提出する可能性があります。Form F-4を提出することになった場合、Form F-4には、目論見書（prospectus）およびその他の文書が含まれることになります。Form F-4が提出され、その効力が発生した場合、本株式交換を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4の一部として提出された目論見書が、あいおい損保の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4を提出することになった場合、提出されるForm F-4および目論見書には、あいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HDに関する情報、本株式交換およびその他の関連情報などの重要な情報が含まれることになります。あいおい損保の米国株主におかれましては、その株主総会において本株式交換について議決権を行使される前に、本株式交換に関連してSECに提出される可能性のあるForm F-4、目論見書およびその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本株式交換に関連してSECに提出される全ての書類は、提出後にSECのインターネットウェブサイト（www.sec.gov）にて無料で公開されます。

将来予想に関する記述について

本書類には、上記のあいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HDの間の経営統合およびその結果にかかる「将来予想に関する記述」に該当する情報が記載されています。本書類における記述のうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、かかる将来予想に関する記述に該当いたします。これら将来予想に関する記述は、現在入手可能な情報に鑑みてなされたあいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HDの仮定および判断に基づくものであり、これには既知または未知のリスクおよび不確実性ならびにその他の要因が内在しています。かかるリスク、不確実性およびその他の要因は、かかる将来予想に関する記述に明示的または黙示的に示されるあいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HD（または統合後のグループ）の将来における業績、経営結果、財務内容に関してこれらと大幅に異なる結果をもたらすおそれがあります。あいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HDは、本書類の日付後において、将来予想に関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表および米国証券取引委員会への届出においてあいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HD（または統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性およびその他の要因の例としては、次のものが挙げられますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 日本、米国、欧州および中国の経済情勢
- (2) あいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HD（または統合後のグループ）と日本の損害保険市場における競合他社および新規参入者の間の競合状況
- (3) 日本の保険業界の今後の規制緩和
- (4) 日本国内外における自然災害の発生
- (5) 保険引受の時点でその種類または規模を予測することができない損害の発生
- (6) 再保険の保険料および付保の可能性
- (7) あいおい損保、ニッセイ同和損保および三井住友海上HD（または統合後のグループ）の資産運用の成果
- (8) 本件取引に関して必要な株主の承認または行政当局の承認が得られないことその他何らかの理由により本件取引が実施できないこと
- (9) IT等のシステム、設備、人員など統合後のグループの事業に係る諸要素の統合に関連して予想を大幅に上回るコストが発生するなどの理由により、あるいは、上記（1）から（8）の要因により、統合後のグループにおいてシナジーや統合効果の実現に困難が伴うこと